

御讓位後の光格天皇に関する『実録』抄

橋本 富太郎

解説・凡例

本稿は、宮内省編『光格天皇実録』（ゆまに書房、平成十八年）のうち、光格天皇（一七七一一八四〇）の讓位から崩御までの網文をすべて書き出したものである。

光格天皇は文化十四年（一八一七）、仁孝天皇へ讓位されると、崩御までの二十三年に及ぶ院政を敷き、天皇を後見するとともに在位中と同様、朝儀の興隆に努められた。正月の諸儀式をはじめ、歌会や奏樂のほか、鎮守社・柿本社への参拝や御先祖への法要等の記録が豊富に残されている。

文体は、漢字は新字体とし、カタカナは適宜ひらがなに改め、文末の読点は句点に改めた。なお、原文は月初にのみ「月」が記されるが、全日に「月」を付し、○月○日とした。

文化十四年（一八一七）

正月一日 四方拜、出御あらせらる。元日節会を行はる。出御あらせられず。

正月二日 大床子御膳を供す。

正月四日 披露始あり。

正月五日 千秋万歳御覧あり。

正月七日 白馬節会を行はる。出御あらせらる。

正月八日 南殿に於て後七日御修法を、理性院本坊に於て太元帥法を行はる。十四日両法結願なり。

正月十一日 神宮奏事始あり。小御所東廂に出御、御拝あらせらる。

正月十六日 踏歌節会を行はる。出御あらせらる。

正月十八日 三毬打あり。小御所に出御あらせらる。

是日、御讓位御受禪御祝儀として、関東に賜物あり。又、桜町殿修理に就き、大久保加賀守忠真已下に物を賜ふ。

正月十九日 鶴庖丁あり。次に舞御覧あり。出御あらせらる。

正月二十一日 賀茂奏事始を行はる。

正月二十四日 和歌御会始を行はる。小御所に出御、御製あらせらる。

二月一日 関東使織田主計頭信由、大久保加賀守忠真、参内して物を献ず。仍つて謁を賜ふ。

二月七日 和歌当座御会を行はる。

二月十日 春日祭を行はる。

二月十四日 来月二十二日卯刻に御讓位の儀、内々、御治定あり。

二月十五日 有徳院、惇信院、浚明院、孝恭院の仏殿の勅額を賜はるべく、勅額使を大久保加賀守忠真に遣さる。

二月二十日 内侍所臨時御神楽を行はる。出御あらせられ、笛の御所作あらせらる。

三月十一日 御讓位後の御幸始御祝儀の事を仰せ出さる。

三月十三日 稲荷、梅宮両社に於て御讓位、御受禪行幸の御祈禱を修せしむ。

三月十五日 石清水臨時祭を行はる。

三月十九日 御讓位行幸御受禪劍璽渡御の御内見あり。

三月二十一日 警固固關の儀あり。

三月二十二日 桜町殿に行幸あらせられ、皇太子恵仁親王に讓位あらせらる。

三月二十三日 布衣始の儀あり。

是日 関東より御料一万石進献の旨、申来る。

三月二十四日 太上天皇の尊号を受けさせらる。是日、吉書御覧あり。

三月二十六日 御幸始あらせらる。

四月二日 鎮守社御神拝始を行はる。先づ本社に奉幣あらせられ、次に北末社、次に新末社、山神社、稲荷社、次に柿本社に奉幣あらせらる。

四月五日 諸礼を行はる。弘御所に出御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。

四月十一日 鎮守社に参拝あらせらる。

四月十三日 禁裏に御幸あらせらる。

四月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

四月二十八日 尊号御奉書の儀あり。

五月一日 鎮守社に参拝あらせらる。

五月七日 尊号御奉書の勅答を受けさせらる。昼御座に出御あらせらる。

五月八日 禁裏に御幸あらせらる。

五月十四日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

- 五月十五日 將軍徳川家斉の実母去八日逝去の旨、是日、奏上す。仍つて三箇日間、物音を停めらる。
- 五月十八日 御讓位後の和歌御会始を行はる。出御あらせらる。是より先、柿本社に参拝あらせらる。
- 五月十九日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 五月二十一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 五月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 六月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 六月七日 將軍徳川家斉の女淑姫、客月二十九日逝去の旨、是日、奏上す。仍つて三箇日間、物音を停めらる。
- 六月八日 別殿に渡御あらせらる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。小御所に出御あらせらる。
- 六月十八日 柿本社に参拝あらせらる。
- 六月二十一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌披講あり。
- 六月三十日 六月祓を行はる。台盤所に出御あらせらる。次に常御所西廂に茅輪の儀あり。
- 七月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 七月八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 七月十八日 柿本社に参拝あらせらる。
- 七月二十日 禁裏に御幸あらせらる。還幸の後、夜、別殿に渡御あらせらる。
- 七月二十八日 仙洞御定高御賄、仙洞御門外人宿一箇所取建等の事、切紙を以て関東より申来る。
- 八月一日 八朔の儀あり。是日、鎮守社に参拝あらせらる。
- 八月七日 御讓位後の和歌当座御会始を行はる。小御所に出御あらせらる。
- 八月十一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 八月十五日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 八月十七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月十九日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 八月二十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
- 九月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 九月七日 礼服御覧あり。
- 九月八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月十一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 九月十三日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 九月十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月二十一日 仁孝天皇、即位の礼を行はる。仍つて禁裏に御幸あらせらる。
- 十月五日 玄猪の儀あり。
- 十月七日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 十月八日 諸礼を行はる。先づ弘御所に、次に小御所に出御、

諸臣に謁を賜ふ。

十月十六日 禁裏に御幸あらせらる。是夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十八日 柿本社に参拝あらせらる。是日、寿山亭に於て穫

稲御覽あり。

十月十九日 鎮守社に参拝あらせらる。

十月二十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

十月二十二日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二十三日 中宮御所に渡御あらせらる。

十一月一日 鎮守社に参拝あらせらる。

十一月十日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月十八日 柿本神影供を行はる。出御あらせらる。是より

先、柿本社に参拝あらせらる。

十一月二十一日 鎮守社に参拝あらせらる。

十一月二十三日 御代始の御能御覽の為、禁裏に御幸あらせら

る。

十二月二十四日 後朝御能に依り、禁裏に御幸あらせらる。

十二月十一日、是日、女御藤原繫子、入内に依り、禁裏に御幸

あらせらる。

十二月十六日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月十九日 内々、能御覽あり。

十二月二十五日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

十二月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十九日 別殿に渡御あらせらる。

文化十五年

正月一日 四方拜、出御あらせらる。朝餉に於て御菌固を行はる。

正月三日 吉書御覽あり。朝餉に出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月七日 禁裏に御幸あらせらる。還幸後、平敷御座に出御あ

らせられ、白馬を御覽あらせらる。

正月八日 千秋万歳を行はる。小御所に出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。先づ弘御所に出御、次に小御所に

渡御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。

正月十四日 太元帥法結願に依り、弘御所に出御あらせられ、

阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

正月三十日 鎮守社に参拝あらせらる。

二月五日 禁裏に御幸あらせらる。

二月十一日 禁裏に御幸あらせらる。是夜、別殿に渡御あらせ

らる。

二月十八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

二月二十日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

二月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

三月一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

三月二日 禁裏に御幸あらせらる。

三月七日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

三月二十三日 別殿に渡御あらせらる。

三月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。

三月二十八日 管絃の御遊を行はる。出御あらせられ、箏の御

所作あり。

四月五日 禁裏に御幸あらせらる。

四月七日 内々、仕舞囃子能御覧あり。

四月十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

四月十九日 中宮御所に渡御あらせらる。

四月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

四月二十一日 柿本御影供を行はる。出御あらせらる。

四月二十二日 改元定院奏あり。弘御所に出御あらせらる。

文政元年

四月三十日 管絃の御遊を行はる。出御あらせられ、笛の御所

作あり。

五月七日 別殿に渡御あらせらる。

五月十六日 禁裏に於て内々、仕舞囃子御覧あり。之に御幸あ

らせらる。

五月十九日 内々、能御覧あり。

五月二十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

五月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。

五月二十七日 管絃御遊を行はる。出御あらせられ、箏の御所

作あり。

五月二十八日 寿山亭に於て挿秧御覧あり。

六月一日 鎮守社に参拝あらせらる。

六月十三日 鎮守社に参拝あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月十九日 是夜、別殿に渡御あらせらる。

六月二十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓を行はる。台盤所に出御あらせらる。次に

常御所西廂に茅輪の儀あり。

七月一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

七月十八日 柿本社に参拝あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月二日 是夜、別殿に渡御あらせらる。

八月十八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

八月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

九月一日 鎮守社に参拝あらせらる。

九月十四日 是夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十五日 禁裏に御幸あらせらる。

十月五日 禁裏に御幸あらせらる。

十月七日 昨夜、閑院宮一品美仁親王の薨去に依り、是日より

三箇日間、御慎、物音停止の旨、仰せ出さる。

十月十九日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二十二日 玄猪の儀あり。

十月二十五日 寿山亭に於て穫稻御覽あり。

十月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。還幸後、別殿に出御あ

らせらる。

十一月五日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

十一月七日 上下両御霊社に来十日より七箇日間、御祈祷仰せ

附けらる。

十一月十日 禁裏に御幸あらせられ、仁孝天皇に大嘗会神饌の

御伝授あらせらる。

十一月十五日 清暑堂神宴拍子合を行はる。出御あらせらる。

十一月十七日 禁裏に御幸あらせらる。仁孝天皇、大嘗祭御習

礼の為、廻立殿に出御あらせらるるに依り、同殿に

渡御あらせらる。

十一月二十一日 大嘗祭なり。仍つて禁裏に御幸あらせられ、

悠紀殿に渡御あらせらる。

十一月二十二日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十七日 大嘗会御調度御覽あり。

十二月一日 鎮守社に参拝あらせらる。

十二月二日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月五日 内侍所臨時御神楽に内々、御幸あらせらる。

十二月十日 中宮御所に渡御あらせらる。

十二月十一日 是夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月十八日 中宮御所に渡御あらせらる。

十二月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。

文政二年

正月一日 四方拝、出御あらせらる。飛雪に依り、中門廊切妻

下に御拝の座を設けらる。諸臣、拝礼あり。朝餉に

於て御歯固の事あり。

正月三日 吉書御覽あり。出御あらせらる。

正月四日 御幸始を延引せらる。

正月七日 白馬御覽あり。出御あらせらる。

正月八日 是より先、六日、皇女城宮の薨去に依り、是日より

三箇日間、物音を停めらる。

- 正月十一日 節分方違として別殿に渡御あらせらる。
正月十三日 諸礼を行はる。午刻前、小御所に出御、千秋万歳御覽あり。次に太元帥法、後七日御修法結願に依り、弘御所に出御、僧等に謁を賜ふ。
- 一月十六日 禁裏に御幸始を進行せらる。
一月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。
一月十九日 皇子猗宮、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 二月二日 前右大臣徳大寺実祖の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
二月五日 仁孝天皇、疱瘡を病み給ふに依り、禁裏に御幸あらせらる。
二月八日 禁裏に御幸あらせらる。
二月十日 中宮御所に渡御あらせらる。
二月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。
四月七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
四月二十七日 石清水臨時祭を行はる。仍つて禁裏に御幸あらせらる。
- 閏四月十三日 禁裏に御幸あらせらる。
閏四月十六日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。
閏四月十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。
閏四月二十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 閏四月二十三日 禁裏に於て内々、能御覽あり。之に御幸あらせらる。
- 五月二日 鎮守社に参拝あらせらる。
五月七日 寿山亭に於て挿秧を御覽あらせらる。
五月八日 禁裏に御幸あらせらる。
五月十八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
五月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
六月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。
六月十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。
六月十七日 禁裏に御幸あらせらる。
六月二十二日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
六月三十日 六月祓あり。出御あらせらる。次に茅輪あり。
七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
七月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。
七月二十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
七月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。
八月一日 八朔の儀あり。
八月十六日 禁裏に御幸あらせらる。
八月十八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
八月三十日 仁孝天皇に和歌天仁遠波の御伝授に依り、玉津

島、住吉両社及び月照寺に使を以て御撫物を進献せらる。是夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十三日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

九月十五日 禁裏に御幸あらせらる。

九月十八日 柿本神影供を行はる。出御あらせらる。

九月二十一日 禁裏に御幸、仁孝天皇に和歌天仁遠波の御伝授

あらせらる。

九月二十四日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

九月二十五日 管絃の御遊を行はる。出御、箏の御所作あらせ

らる。

九月三十日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二日 後桜町天皇の七回聖忌を引上げ、仙洞御所に於て今

明両日に互り、法華懺法を行はる。出御あらせら

る。

十月七日 和歌当座御会を行はる。

十月十日 玄猪の儀あり。

十月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十七日 参議飛鳥井雅光に和歌天仁遠波を御伝授あらせら

る。

十月十八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

十月二十日 御代始の御楽始あるに依り、禁裏に御幸あらせら

る。

十月二十三日 禁裏に於て内々、仕舞囃子能御覧あり。之に御幸あらせらる。

十一月十七日 来二十四日並に来月二日、和歌天仁遠波並に三

部抄御伝授あらせらるべきに依り、明十八日より七

箇日間、上御霊、下御霊、北野の三社に御祈禱を仰

せ附けらる。

十一月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十二日 別殿に渡御あらせらる。

十一月二十四日 閑院宮孝仁親王に和歌天仁遠波を御伝授あら

せらる。

十一月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二日 関白一条忠良に和歌三部抄を御伝授あらせらる。

十二月七日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

十二月二十三日 禁裏に於て内々、仕舞囃子御覧あり。之に御

幸あらせらる。

十二月二十六日 御有卦明の賀宴を行はれ。出御あらせらる。

十二月二十七日 蘇合香、箏の御伝授あり。前権大納言四辻公

萬、之を授け奉る。

文政三年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。

正月二日 朝餉に於て御菌固の事あり。拝礼あり。小御所に出

- 御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。
- 正月三日 吉書御覽あり。出御あらせらる。
- 正月四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 正月七日 千秋万歳御覽あり。次に白馬御覽あり。出御あらせらる。
- 正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並小御所に出御あらせらる。
- 正月十四日 太元帥法、後七日御修法結願に依り、弘御所に出御あらせられ、両法阿闍梨に謁を賜ふ。
- 正月十五日 御吉書三毬打を行はる。出御あらせらる。
- 正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。
- 正月二十八日 有栖川宮韶親王に和歌天仁遠波を御伝授あらせらるべきに依り、来月一日より七箇日間、上御霊、下御霊、北野三社に御祈祷を仰せ附けらる。
- 二月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 二月四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 二月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 二月十日 有栖川宮韶親王に和歌天仁遠波を御伝授あらせらる。
- 二月二十一日 有栖川宮織仁親王、昨夜、薨去に依り、是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 二月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 三月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 三月二十日、和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 三月二十二日 御有卦入の賀宴を行はる。出御あらせらる。
- 三月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 三月二十八日 柿本神影供を行はる。出御あらせらる。
- 四月五日 御有卦入の御祝を行はれ、内々、猿楽御覽あり。
- 四月八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 四月十一日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。
- 四月十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 四月二十五日 前左大臣近衛基前の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 四月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 五月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 五月二日 禁裏に御幸あらせらる。
- 五月十三日 常御所御修復に依り、是日より連日、小御所に渡御あらせらる。
- 五月十七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 五月二十一日 寿山亭に於て挿秧を御覽あらせらる。
- 六月二日 常御所の御修復、竣成す。仍つて還御あらせらる。
- 六月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 六月十三日 禁裏に御幸あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀を行はる。出御あらせらる。

六月十九日 禁裏に御幸あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓を行はる。次に茅輪の事あり。出御あらせらる。

七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

七月二十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十七日 禁裏に御幸あらせらる。

八月二十六日 鎮守社に参拝あらせらる。

八月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。

八月三十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

九月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

九月二十六日 禁裏に於て内々、猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。

十月四日 玄猪の儀あり。

十月五日 禁裏に御幸あらせらる。

十月十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十八日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二十三日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。

十月三十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

十一月七日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月十一日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十三日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。

十二月二十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

文政四年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。

正月二日 朝餉に於て御歯固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。

正月十三日 諸礼を行はる。弘御所に出御あらせらる。

正月十四日 太元帥法、後七日御修法結願に依り、弘御所に出御あらせられ、両法阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打を行はる。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

正月二十四日 鎮守社に参拝あらせらる。

正月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。

正月二十七日 来月八日、関白一条忠良に伊勢物語御伝授あら

- せらるべきに依り、来月二日より七箇日間、上下御
 霊社並に北野社に御祈祷を仰せ附けらる。
 正月二十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 二月八日 関白一条忠良に伊勢物語御伝授あらせらる。
 二月十一日 悦仁親王、薨ず、仍つて是日より三箇日間、物音
 を停めらる。
 二月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 三月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 四月五日 禁裏に御幸あらせらる。
 四月十日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。
 四月十三日 来月二日、正三位高松公祐に和歌天仁遠波御伝授
 あらせらるべきに依り、明十四日より七箇日間、上
 下御霊、北野三社に御祈祷仰せ附けらる。
 四月十八日 柿本神影供を行はる。出御あらせらる。
 四月二十日 小御所に於て聖廟法楽和歌の披講あり。
 五月一日 鎮守社に参拝あらせらる。
 五月二日 正三位高松公祐に和歌天仁遠波を御伝授あらせら
 る。
 五月四日 禁裏に於て和歌当座御会を行はる。之に御幸あらせ
 らる。
 五月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 五月十三日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 五月二十二日 昨今兩日に互り、泉涌寺に於て瑠璃光院宮の百
 箇日御法会を行はる。御代拝として上冷泉為全を泉
 涌寺に遣さる。
 五月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。
 五月二十七日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
 六月九日 仁孝天皇の皇子鏗宮薨ず。仍つて是日より三箇日
 間、物音を停めらる。
 六月十六日 是日より禁裏触穢に依り、嘉祥の儀を停めらる。
 七月二十二日 触穢竟清祓を行はる。
 八月一日 八朔の儀あり。
 八月五日 別殿に渡御あらせらる。
 八月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
 九月二日 鎮守社に参拝あらせらる。
 九月八日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
 九月十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
 九月十三日 將軍徳川家斉女元姫、去月二十二日、逝去す。是
 日、之を奏上す。仍つて三箇日間、物音を停めら
 る。
 九月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 九月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
 九月二十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 十月十日 玄猪の儀あり。

十月十六日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月十七日 頃日、頭瘡を病み給ひしが、俄に浮腫を發し給ふ。

十月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月二十二日 靈艦寺宮宗恭女王の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、御慎あらせられ、物音を停めらる。

十二月十一日、夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二十七日 御惱、逐日御順快に依り、年内に御祝儀を行はせらるるに就き、其御費用に關し、御附武士より申達の事あり。

文政五年

正月一日 四方拜を行はる。出御あらせられず。御齒固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。朝餉に出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十一日 諸礼を行はる。賜謁の儀無し。

正月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

正月十四日 太元帥法、後七日御修法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。賜謁の儀無し。

正月十五日 御吉書三毬打を行はる。小御所に出御あらせらる。

る。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

閏正月十五日 禁裏に御幸始を進行せらる。是日、石清水社法楽和歌御会を行はる。

閏正月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二日 將軍徳川家齊満五十歳に就き、格別の思召を以て無異安穩の爲、内侍所千度祓を仰せ附けらる。

二月十三日 石清水社法楽和歌御会を行はる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

二月三十日 禁裏に御幸あらせらる。

三月二日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

三月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月十八日 柿本神影供を行はる。出御あらせらる。

三月二十日 禁裏に於て御樂始あり。之に御幸あらせらる。

三月二十四日 今明兩日、聖廟法楽和歌御会を行はる。

三月二十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

四月四日 仁孝天皇に三部抄の御伝授あらせらるるに依り、来十五日より伊勢神宮に、又、来十日より玉津島、住吉両社に御祈祷を仰せ附けらる。

四月五日 禁裏に御幸あらせらる。

- 四月十三日 仁孝天皇に三部抄御伝授あらせらるるに依り、明日より七箇日間、上御霊、下御霊、北野の三社に御祈禱を仰せ附けらる。
- 四月十八日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、箏の御所作あらせらる。
- 四月二十二日 禁裏に御幸あらせられ、仁孝天皇に和歌三部抄を御伝授あらせらる。
- 四月二十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 四月二十五日 將軍徳川家齊並に徳川家慶、任叙の御礼として侍従松平頼恕等を遣して物を献ず。仍つて弘御所に
出御、謁を賜ふ。
- 四月二十六日 鎮守本社並に北小社の仮殿遷座を行はる。
- 四月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 五月二日 内々、能御覧あり。
- 五月七日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 五月十六日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 五月十七日 御養生の為、年中西三度、修学院に御幸あらせらるべきに依り、御茶屋、御庭園に修理を加ふべき旨、治定す。
- 五月十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 六月七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 六月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 六月三十日 六月祓を行はる。次に茅輪の事あり。
- 七月二日 鎮守社に参拝あらせらる。
- 七月五日 皇女治宮、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 七月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 八月七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月二十日 賀茂社法楽和歌御会を行はる。
- 八月二十四日 一乘院尊誠親王、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 八月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月一日 鎮守本社正遷宮を行はる。
- 九月二日 鎮守北小社正遷宮を行はる。
- 九月四日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 九月十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
- 九月二十日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月二十四日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 十月七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十月十日 玄猪の儀あり。
- 十月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月二十日 寿山亭において穫稻を御覧あらせらる。

十月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月十三日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月四日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十一日 賀茂社法楽和歌御会を行はる。

十二月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

文政六年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。

正月二日 御歯固の事あり。拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。

正月八日 大和万歳、臨時万歳御覧あり。

正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並に小御所に出御あらせらる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍

梨、参院す。弘御所に出御あらせられ、謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打を行はる。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

正月三十日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御あらせら

る。

二月二日 禁裏に御幸あらせらる。

二月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の読上あり。

三月八日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、箏の御所

作あらせらる。

三月十日 禁裏に御幸あらせらる。

三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

三月十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月二十一日 鎮守社に参拝あらせらる。

三月二十六日 内々、猿楽御覧あり。

三月三十日 禁裏に御幸あらせらる。

四月二日 禁裏に御幸あらせらる。

四月三日 仁孝天皇の皇女並に准后藤原繁子、薨す。仍つて是

日より五箇日間、物音を停めらる。

四月十一日 新皇嘉門院聖德太子入棺の儀あり。是日より天下触穢な

り。

五月七日 新皇嘉門院の奉為に般舟三昧院に於て御法会を行は

る。

五月十四日 新皇嘉門院の奉為に泉涌寺に於て法用弥陀三昧を

行はる。

- 五月二十一日 新皇嘉門院尽七日忌に依り、御代参として正三位東久世通岑を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。
- 又、民部卿冷泉為訓を以て法華經一部を泉涌寺に納め、御香奠を供へしめらる。
- 五月二十日 新皇嘉門院の奉為に承真親王をして仙洞に於て御法会を行はしめらる。
- 六月三日 触穢竟清祓あり。
- 六月七日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 六月十四日 石清水社法楽和歌御会を行はる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。
- 六月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 六月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
- 六月二十四日 賀茂社法楽和歌御会を行はる。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。
- 七月十二日 桃園天皇の聖忌並に新皇嘉門院の百箇日忌に依り、泉涌寺に於て御法事を行はる。
- 七月十三日 新皇嘉門院百箇日忌に依り、御代参として権中納言四辻公説を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。
- 七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 七月十八日 下御霊社神輿を御拝あらせらる。
- 七月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 八月一日 八朔の儀あり。
- 八月十八日 下御霊社神輿を御拝あらせらる。
- 八月二十三日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 八月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 九月十六日 前右大臣三条実起の薨由奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 九月二十一日 鎮守社、柿本社に参拝あらせらる。
- 九月二十三日 修学院御茶屋御幸の費用に就き、御附衆より兩役に申達の事あり。
- 九月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十月二日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 十月四日 玄猪の儀あり。
- 十月七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十月十五日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。
- 十月十八日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。
- 十月二十二日 管絃の御遊を行はる。出御、和琴の御所作あせらる。
- 十月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、泉涌寺に於て御法事を行はる。御代参として参議左兵衛督高倉永雅を般舟

三昧院並に泉涌寺に遣わさる。

- 十一月十六日 禁裏に御幸あらせらる。
 十一月二十五日 禁裏に御幸あらせらる。
 十二月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 十二月十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 十二月二十八日 謡曲を行はる。

文政七年

- 正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。拝礼あり。弘御所に出御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。
 正月二日 御齒固の事あり。
 正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。
 正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。
 正月六日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 正月七日 白馬御覧あり。出御あらせらる。
 正月十一日 千秋万歳御覧あり。出御あらせらる。
 正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並に小御所に出御あらせらる。
 正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。弘御所に出御、謁を賜ふ。
 正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。
 正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。御製あ

り。

- 二月七日 禁裏に御幸あらせらる。
 二月十日 式部卿孝仁親王、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
 二月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 二月二十六日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。是日、修学院離宮御茶屋造立の木作始地曳を行はる。
 三月十一日 禁裏に御幸あらせらる。
 三月十四日 管絃の御遊を行はる。琵琶の御所作あらせらる。
 三月十八日 柿本社御神影供を行はる。出御あらせらる。
 四月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 四月三日 新皇嘉門院の一周忌に依り、泉涌寺に於て法用法華三昧を行はる。
 四月十八日 修学院離宮御茶屋礎立柱を行はる。
 四月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
 五月五日 禁裏に御幸あらせらる。
 五月十日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の読上あり。
 五月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 五月十五日 禁裏に御幸あらせらる。
 六月五日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
 六月十六日 嘉祥の儀あり。
 六月十七日 禁裏に御幸あらせらる。

- 六月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 六月二十九日 六月祓あり。次に茅輪の事あり。
 七月四日 来九月中旬の内、修学院山荘に御幸あらせらるべき旨。仰せ出さる。
 七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
 七月二十七日 修学院離宮御茶屋の上棟を行はる。
 八月一日 八朔の儀あり。
 八月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 八月十八日 鎮守社、柿本社等に参拝あらせらる。
 八月三十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 閏八月四日、禁裏に御幸あらせらる。
 閏八月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 閏八月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
 閏八月二十七日 小御所に於て管絃の御遊あり。箏の御所作あらせらる。
 閏八月二十九日 来月二十一日、卯刻、修学院山荘に御幸の旨、御治定あり。
 九月十五日 禁裏に御幸あらせらる。
 九月二十一日 修学院離宮に御幸あらせらる。窮邃軒に於て和歌御会を行はる。又、当座御会あり。次に管絃の御遊あり。笛、笙、箏、琵琶の御所作あらせらる。
 九月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
 十月四日 亥猪の儀あり。
 十月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 十月十五日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。
 十月十八日 禁裏に御幸あらせらる。
 十月二十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 十月二十二日 小御所に於て管絃の御遊あり、笛、琵琶の御所作あらせらる。
 十一月十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 十二月十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 十二月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 十二月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。
 十二月二十三日 御有卦明の御宴を行はる。出御あらせらる。
 文政八年
 正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。諸臣に謁を賜ふ。
 正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。
 正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。
 正月十一日 禁裏に御幸あらせらる。
 正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並に小御所に出御あらせらる。

- 正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。小御所に出御あらせられ、謁を賜ふ。
- 正月十七日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。
- 正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。御製あり。
- 正月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 二月四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 二月十六日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。
- 二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 三月七日 禁裏に御幸あらせらる。
- 三月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。
- 三月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
- 四月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 五月十三日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 六月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 六月二十九日 六月祓あり。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。
- 七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 七月十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 八月一日 八朔の儀あり。
- 八月五日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月十日 御有卦入に依り、賜宴あり。出御あらせらる。
- 八月二十一日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらるべきに依り、石見国高角山真福寺に九月十五日より一七箇日間、御祈祷を仰せ附けらる。
- 八月二十三日 女御藤原禊子の入内に依り、禁裏、大宮、女御等と御祝儀の御贈答あり。
- 八月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月二十八日 御有卦入の御賀に依り、内々、仕舞囃子能御覧あり。
- 九月一日 別殿に渡御あらせらる。
- 九月五日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらるべきに依り、住吉、玉津嶋の両社及び明石月照寺に来十三日より一七箇日間、御祈祷仰せ附けらる。
- 九月七日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらるべきに依り、伊勢神宮、多賀社に来十三日より御祈祷仰せ附けらる。
- 九月十日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらるべきに依り、下御霊、上御霊、下鴨、上賀茂、八幡の五社及び南都大宮社、若宮社に来十三日より一七箇日

間、御祈祷仰せ附けらる。

九月十三日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらるべ

きに依り、来十五日より一七箇日間、松尾、稻荷、

平野、北野の四社に御祈祷仰せ附けらる。

九月二十一日 前関白一条忠良に古今和歌集御伝授あらせらる。

九月二十三日 小御所に於て管絃の御遊あり。出御あらせら

れ、箏の御所作あり。

九月二十四日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二日 後桜町天皇の十三回聖忌を引上げ、今明兩日に互り

小御所に於て御法会を行はる。三日、御懺法講当日に依り、出御あらせられ、箏の御所作あり。

十月十日 玄猪の儀あり。

十月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十五日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせられ、御製あり。

十月十九日 御幸供奉召具衣体人数等を定めらる。

十月二十日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御あらせられ、箏の御所作あり。

十月二十三日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に渡御、次に窮邃軒に於て和歌当座御会を行はる。尋い

で寿月観に還御、管絃の御遊あり。羯鼓、笛、琵琶の御所作あらせらる。

十月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月十一日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

文政九年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。

正月二日 拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。小御所に於て親王已下諸臣に謁を賜ふ。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。謁を賜ふ。

正月十七日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせられ、御製あり。

二月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月十三日 禁裏に御幸始あらせらる。

二月二十三日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

三月二十三日 修学院離宮に御幸あらせらる。窮邃軒に於て当

座和歌御会を行はれ、尋いで寿月観に於て管絃の御遊あり。琵琶、笛の御所作あらせらる。又、林丘寺に御幸あらせらる。

三月二十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。

五月七日 禁裏に御幸あらせらる。

五月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十四日 柿本社外遷座を行はる。

五月二十四日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月十九日 是夜、柿本社正遷宮を行はる。

六月二十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓あり。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月七日 仁孝天皇の皇女成宮の薨去に依り、是日より三箇日

間、物音を停めらる。

九月十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。

九月二十四日 前関白一条忠良に一事御伝授あらせらるべきに依り、明二十五年晚より二十六日午半刻まで御神事仰せ出さる。

九月二十六日 前関白一条忠良に和歌灌頂已後の御伝授あらせらる。

らる。

九月二十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

十月四日 小御所に於て聖徳太子像を御覧あらせらる。

十月五日 禁裏に御幸あらせらる。

十月六日 前左大臣二条治孝、薨す。仍つて是日より三箇日

間、物音を停めらる。

十月十五日 玄猪の儀あり。

十月十八日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て

和歌当座御会を行はる。尋いで隣雲亭に渡御。又御庭、赤山辺を御歴覧。次に窮邃軒に於て管絃の御遊を行はる。箏、笙の御所作あらせらる。

十月二十六日 禁裏の猿楽御覧に御幸あらせらる。

十月二十七日 玄猪の儀あり。

十月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月四日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十一月七日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月二十日 仁孝天皇に伊勢物語御伝授あらせらるべきに依り、来二十五日一七箇日間、住吉、玉津島両社及び明石月照寺に御祈祷仰せ附けらる。

十一月二十五日 仁孝天皇に伊勢物語の御伝授あらせらるべきに依り、来月朔日より一七日間、伊勢神宮に御祈祷仰せ附けらる。

十一月二十九日 仁孝天皇に伊勢物語の御伝授あらせらるべきに依り、来月朔日より七箇日間、上御霊、下御霊、北野社及び賀茂太田社に御祈祷仰せ附けらる。

十二月五日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月十一日 禁裏に御幸あらせられ、仁孝天皇に伊勢物語の御伝授あらせらる。

十二月二十五日 御髪上を行はる。又是日、和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

文政十年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。常御所に出御、諸臣に謁を賜ふ。

正月二日 拝礼あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。又、拝礼あり。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月五日 拝礼あり。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。御製あり。

二月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十三日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

二月二十四日 准大臣一橋治済の薨奏あり。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

三月二日 小御所に於て去月分の聖廟御法楽和歌の披講あり。

三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

三月二十二日 中務卿韶仁親王に三部抄御伝授あらせらるべきに依り、来二十五日より一七箇日間、上御霊、下御

霊、北野三社に御祈祷仰せ附けらる。

三月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。

三月二十六日 来月七日、中務卿韶仁親王に三部抄御伝授あら

せらるべきに依り、六日晚より七日未半刻まで御神事仰せ出さる。

四月五日 禁裏に御幸あらせらる。是夜、別殿に渡御あらせらる。

四月七日 中務卿韶仁親王に三部抄御伝授あらせらる。

四月十七日 仁孝天皇の皇子鎔宮の薨奏あり。仍つて是日より

三箇日間、物音を停めらる。

五月六日 皇女勝宮、薨ず仍つて、是日より三箇日間、洞中の

物音を停めらる。

五月十五日 征夷大將軍徳川家斉、太政大臣宣下の御礼として

名代左衛門中将井伊直亮、副使左近衛少将戸田氏倚を遣し、又、徳川家慶、従一位宣下の御礼として名

代侍従松平定永、副使侍従宮原義周を遣し、物を献ず。仍つて謁を賜ひ、御盃を給ふ。是日、夜、別殿

に渡御あらせらる。

六月一日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。是日、式部卿徳川斉明薨奏あり。仍つて是日より三箇日間、物音を

停めらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

閏六月一日 御庭三社に参拝あらせらる。是日、將軍徳川家

斉、昇進の御礼として名代篠山侍従青山忠裕を遣し、物を献ず。仍つて謁を賜ひ、御盃を給ふ。

閏六月二十九日 六月祓あり。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十八日 下御霊神輿を御覧あらせらる。

八月十九日 仁孝天皇の皇女見音宮、薨ず。仍つて是日より三

箇日間、物音を停めらる。

八月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月一日 鎮守社、柿本社等に参拝あらせらる。

九月十三日 修学院離宮に御幸あらせらるべきに依り、来十五日より七箇日間、愛宕社、貴船社、北野社に御祈祷

仰せ附けらる。

九月十五日 禁裏に御幸あらせらる。

九月二十一日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て当座和歌御会を行はる。尋いで庭苑、赤山辺を御

歴覽、林丘寺に入御、寿月観に還御の後、管絃の御

- 遊を行はる。箏、琵琶の御所作あらせらる。
- 九月二十七日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。
- 九月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十月三日 玄猪の儀あり。
- 十月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十月十二日 盛化門院の正忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を
を行はる。
- 十月十五日 玄猪の儀あり。
- 十月十六日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。
- 十月二十二日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、箏の
御所作あらせらる。
- 十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法
事を行はる。
- 十一月十日 来月五日、中務卿韶仁親王に入木道御伝授あらせ
らるべく、其日時御治定を仰せ出さる。
- 十一月二十三日 内々、能御覧あり。
- 十一月二十四日 来月五日、中務卿韶仁親王に入木道御伝授あ
らせらるべきに依り、明二十五日より一七箇日間、
北野社に御祈祷仰せ附けらる。
- 十一月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十一月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十一月三十日 恭礼門院の三十三回忌に依り、御代参として正
- 三位高松公祐を般舟三昧院、泉涌寺に遣され、御香
奠を供へしめらる。
- 十二月五日 中務卿韶仁親王に入木道御伝授あらせらる。
- 十二月十八日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 十二月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十二月二十二日 御髪上を行はる。
- 十二月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。
- 文政十一年
- 正月一日 四方拝を行はる。出御あらせらる。朝餉間に於て御
齒固の事あり。
- 正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。
- 正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。
- 正月七日 白馬御覧あり。出御あらせらる。
- 正月八日 千秋万歳御覧あり。出御あらせらる。
- 正月十三日 諸礼あり。弘御所に出御あらせらる。
- 正月十四日 後七日御修法結願に依り、両法阿闍梨参院す。弘
御所に出御あらせられ、謁を賜ふ。
- 正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。
- 正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。
- 二月一日 別殿に渡御あらせらる。
- 二月十日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

二月十六日 禁裏に御幸あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

三月十三日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、琵琶の御所作あらせらる。

三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御、御製あらせらる。

三月二十三日 修学院離宮に御幸あらせらる。寿月観に於て和

歌当座御会を行はる。尋いで庭苑、赤山辺を御歴覧の後、林丘寺に臨御あらせられ、寿月観に還御、管

絃の御遊を行はる。箏、笛、琵琶の御所作あり。

三月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。

四月六日 小御所に於て法隆寺藏の聖徳太子御影並びに什宝を

御覧あらせらる。

四月十八日 禁裏に御幸あらせらる。

四月二十一日 内々、猿楽御覧あり。

四月二十七日 夜、方違として別殿に渡御あらせらる。

五月十七日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

五月十八日 禁裏に御幸あらせらる。

六月二日 徳川家祥の任官叙位御礼として、將軍家齊の名代侍

従酒井忠実、副使侍従織田信順、家祥の名代侍従前田長榮、参院して物を献ず。仍つて謁を賜ひ、御盃

を給ふ。

六月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

七月二十四日 別殿に渡御あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月七日 歡喜心院宮、薨ず、仍つて是日より三箇日、洞中物

音を停めらる。

八月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

九月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十八日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。

十月七日 後桃園天皇の五十回聖忌を引上げ、是日より三箇日

間、洞中に於て御仏事を行はる。

十月十二日 盛化門院の御忌に依り、般舟三昧院に於て御仏事

を行はる。仍つて般舟三昧院並に泉涌寺に御代参を

遣さる。

十月二十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。夜、別殿に

渡御あらせらる。

十月二十一日 玄猪の儀あり。

十一月三日 後桜町天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御仏

事を行はる。仍つて般舟三昧院並に泉涌寺に御代参を遣さる。

十二月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二十一日 弘御所前庭に於て御髪上の事あり。

文政十二年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。朝餉間に於て

御齒固の事あり。拝礼を行はれ、諸臣に謁を賜ふ。

夜、別殿に渡御あらせらる。

正月二日 拝礼あり。小御所に出御あらせられ、諸臣に謁を賜

ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせ

らる。

正月十三日 諸礼を行はる。弘御所に出御。次に小御所に渡御

あらせらる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍

梨、参院す。弘御所に出御あらせられ、謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

二月十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月三十日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

三月十六日 禁裏に御幸始あらせらる。

三月十七日 去夜、前右大臣花山院愛徳、薨す。仍つて是日よ

り三箇日間、物音を停めらる。

三月十九日 修学院離宮に御幸あらせらるべきに依り、来二十

一日より七箇日間、下御霊、北野社、愛宕長床坊

に、御祈禱を仰せ附けらる。

三月二十日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。

三月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

去月分なり。

三月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。去月

分なり。

三月二十六日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於

て当座和歌御会を行はる。尋いで上離宮に渡御、庭

苑、赤山辺を御歴覧、後、林丘寺に入御、下離宮に

還御の後、寿月観に於て管絃の御遊を行はる。箏の

御所作あらせらる。

三月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

四月三日 新皇嘉門院の七回忌に依り、御代参として正三位高

松公祐を般舟三昧院並に泉涌寺に遣され、御香奠を

供へしめらる。

四月十一日 禁裏に御幸あらせらる。

四月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

四月二十四日 故徳川治済に贈太政大臣の答礼使として刑部大

輔今川義用、侍従本莊宗発同伴、参院す。將軍徳川

家斉よりの白銀三百枚を献ず、弘御所に出御あらせられ、謁を賜ひ、御盃を給ふ。

四月二十八日 内々、仕舞囃子能御覧あり。

五月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

六月四日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事

あり。

八月一日 八朔の儀あり。

八月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月十九日 後水尾天皇の百五十回聖忌に依り、御代参として

右兵衛督藤谷為修を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

八月二十二日 禁裏に御幸あらせらる。

九月二日 伊勢皇大神宮造替正遷宮の儀を行はるるに依り、常

御所南庭に於て御拝あらせらる。

九月五日 豊受大神宮造替正遷宮の儀を行はるるに依り、常御

所南庭に於て御拝あらせらる。是夜、洞中御格子を下されず。

九月十四日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て

当座和歌御会を行はる。尋いで上離宮に渡御、庭苑、赤山辺を御歴覧の後、林丘寺に入御、下離宮に

還御、寿月観に於て管絃の御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。

九月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月二十一日 昨夜、大乘院門跡隆範遷化に依り、是日、物音を停めらる。

九月二十四日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、箏の

御所作あらせらる。

九月二十七日 権中納言飛鳥井雅光に三部抄を御伝授あらせらる。

十月二日 後桜町天皇の十七回聖忌に依り、今明両日に互り、

仙洞に於て懺悔講を行はる。

十月七日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

十月十四日 玄猪の儀あり。

十月十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十月十九日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御、琵琶の

御所作あらせらる。

- 十月二十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。
 十月二十一日 青蓮院宮尊宝親王、勅会伝法灌頂を行ふに依り、御祝儀の為、御使を遣され、物を賜ふ。
 十月二十五日 禁裏に御幸あらせらる。
 十二月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 十二月十三日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。簾中に出御、箏の御所作あらせらる。
 十二月二十二日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。
- 文政十三年**
- 正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。朝餉間に出御、御齒固の事あり。又、礼拝あり。常御所に出御、諸臣に謁を賜ふ。
 正月二日 拝礼あり。小御所に出御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。
 正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。
 正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。
 正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。
 正月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並に小御所に出御あらせらる。
- 正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。弘御所に出御あらせられ、謁を賜ふ。
 正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。
 正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。
 正月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。
 二月十九日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の読上あり。
 二月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の読上あり。
 三月二日 禁裏に御幸あらせらる。
 三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。
 三月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
 閏三月四日 夜、別殿に渡御あらせらる。
 閏三月五日 宇多天皇の九百回聖忌に依り、仁和寺金堂に於て曼陀羅供養を修せらる。仍つて御誦經使として院別当高松保右を遣さる。
 閏三月十六日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て和歌御会を行はる。尋いで上離宮に渡御、庭苑、赤山辺を御遊覧、隣雲亭に少時御休憩、後、音羽滝を御覧あらせられ、林丘寺に臨御。次に隣雲亭に還御の後、諸臣と笛の合奏あらせらる。戌終剋、下離宮に還御。寿月観に於て管絃の御遊を行はる。笛、

鞆鼓、琵琶の御所作あらせらる。

閏三月二十四日 禁裏に於て舞楽御覧あり。之に御幸あらせらる。

閏三月二十六日 去二十日、伊勢内宮別宮荒祭宮已下炎上の旨、奏聞あり。仍つて是日より五箇日間、物音を停めらる。

四月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十八日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

五月二十八日 皇女倫宮、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

六月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の読上あり。

六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月二日 強震あり。院中鳴動甚し。常御所東庭に御座を設け渡御あらせらる。

七月四日 常御所御修復に依り、是日より小御所に渡御あらせらる。

七月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

七月二十五日 將軍徳川家斉の女和姫の逝去を奏聞す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月三十日 常御所、御修復成るに依り、還御あらせらる。

十月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十五日 玄猪の儀あり。

十月十七日 寿山亭に於て穫稲を御覧あらせらる。

十一月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月二十三日 聖護院盈仁親王、薨ず。仍つて是日より三箇日間、御慎あらせられ、物音を停めらる。

天保元年

十二月十九日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

十二月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

天保二年

正月一日 四方拜を行はる。出御あらせられず。朝餉に於て御齒固の事あり。

正月二日 拜礼あり。小御所に出御あらせられ、諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせ

らる。

正月十三日 諸礼を行はる。弘御所に出御あらせられ、次に小御所に渡御あらせらる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、御撫物、返上あり。弘御所に出御あらせられ、両法阿闍梨に詔を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。弘御所に出御、御製あらせらる。

二月五日 禁裏に御幸あらせらる。

二月七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月十八日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の読上あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の読上あり。

三月四日 禁裏に御幸あらせらる。

三月十八日 小御所に於て柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

三月十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。是日、女二宮、薨す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

五月四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十六日 禁裏に御幸あらせらる。

五月二十一日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月十日 禁裏に御幸あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。夜、別殿に渡御あらせらる。

六月二十六日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月三十日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月五日 靈元天皇の百回聖忌に依り、御代参として権中納言 広橋光成を般舟三昧院に遣され、御香奠を供へらる。

八月六日 靈元天皇の百回聖忌により、泉涌寺に於て御法会行はる。仍つて御代参として右兵衛督藤谷為修を泉涌寺に遣され、御香奠を供へらる。

八月十六日 禁裏に御幸あらせらる。

九月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月二十五日 禁裏に御幸あらせらる。

十月十二日 盛化門院の御忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。仍つて権中納言広橋光成を御代参として般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

十月十七日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て当座和歌御会を行はる。尋いで上離宮に渡御、御庭

赤山辺を御歴覽、再び寿月観に還御あらせられ、管絃の御遊を行はる。箏、琵琶、笛の御所作あらせらる。

十月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月二十一日 玄猪の儀あり。

十月二十三日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十一月三日 後桜町天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

事を行はる。仍つて参議右近衛中将橋本実久を御代参として般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法事を行はる。仍つて参議高松公祐を御代参として般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

十一月二十一日 三宮の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

十二月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月十日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十一日 禁裏に於て仕舞囃子御覧あり。之に御幸あらせらる。

十二月二十四日 御有卦明に依り、小御所に於て賜宴あり。出御あらせらる。

十二月二十五日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

天保三年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月二日 朝餉に於て御菌固の事あり。又、拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

正月七日 白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十一日 千秋万歳御覧あり。出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。弘御所並びに小御所に御あらせらる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥結願に依り、御撫物、返上あり。弘御所に出御あらせられ、両法阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御あらせらる。

正月二十四日 禁裏に御幸始あらせらる。

二月五日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

二月七日 禁裏に御幸あらせらる。

二月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

- 三月十五日 御有卦入に依り、小御所に於て賜宴あり。出御あらせらる。
- 三月十八日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。
- 三月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。
- 三月二十三日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て当座和歌御会を行はる。尋いで窮邃軒、隣雲亭に渡御、又、林丘寺に臨幸、寿月観に還御、管絃の御遊を行はる。横笛、琵琶の御所作あらせらる。
- 四月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 四月七日 御有卦入の御祝として内々、仕舞囃子能御覧あり。
- 四月二十一日 仁孝天皇の皇子の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 五月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 五月十五日 禁裏に御幸あらせらる。
- 六月四日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 六月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 六月二十九日 六月祓を行はる。次に茅輪の事あり。
- 八月一日 八朔の儀あり。
- 八月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 八月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月十六日 青蓮院宮尊宝親王、薨す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 九月二十日 禁裏に御幸あらせらる。
- 九月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 九月二十七日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御あらせられ、箏の御所作あらせらる。
- 九月三十日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 十月二日 玄猪の儀あり。
- 十月十一日 盛化門院の五十回忌に依り、今明両日に互り、洞中に於て御法会を行はる。懺悔講当日出御あらせられ、箏の御所作あらせらる。
- 十月十四日 玄猪の儀あり。
- 十一月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十一月九日 後桃園天皇の聖忌により、般舟三昧院に於て御法会を行はる。仍つて権中納言広橋光成を御代参として般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。
- 十一月十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。
- 十一月三十日 常御所御修復に依り、小御所に渡御あらせらる。
- 閏十一月三日 後桜町天皇の聖忌により、御法会を行はる。仍つて御代参として参議橋本実久を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

閏十一月十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

閏十一月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月十五日 節分方違として別殿に渡御あらせらる。

十二月十八日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十五日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

天保四年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。朝餉に於て御齒固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十四日 御修法結願に依り、御撫物返上あり。弘御所に出御あらせられ、後七日御修法阿闍梨並に太元帥法阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

正月二十一日 最樹院靈屋の勅額を賜ふ。是日、前権大納言日野資愛、右兵衛督藤谷為修を御使として所司代備後守太田資始邸に持参せしむ。

正月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十日 禁裏に御幸あらせらる。

二月二十五日 弘御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

二月二十七日 弘御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

三月十日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て和歌当座御会を行はる。次に窮蓬軒、隣雲亭に渡御、尋いで林丘寺に御幸あらせらる、再び寿月観に還

御、管絃の御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。

三月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月二十日 常御所御修復成り、還御あらせらる。

四月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十三日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月二十七日 是より先、三月已降御悩あらせられしが、頃日、御全快に依り、是日、御内祝を行はる。

六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事あり。

七月十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

七月十八日 御霊社神幸あり。下社神輿を御覧あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十四日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
 九月二十一日 管絃の御遊あり。出御あらせられ、琵琶の御所作あり。

作あり。

九月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。
 九月三十日 内々、仕舞囃子能御覧あり。

十月二日 玄猪の儀あり。

十月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十五日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十一月三日 後桜町天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

会を行はる。仍つて刑部卿倉橋泰行を御代参として

般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

会を行はる。仍つて御代参として刑部卿倉橋泰行を

般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

十一月十八日 柿本社神影供を行はる。出御、御製あらせら

る。

十二月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月四日 仁孝天皇の皇女総宮、薨す。仍つて是日より三箇

日間、物音を停めらる。

十二月二十日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

十二月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

天保五年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。朝餉に於て御

齒固の事あり。又、拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせ

らる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、弘御所に出

御あらせられ、両法阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御始を行はる。出御、御製あらせらる。

正月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

正月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

是日、後西天皇の百五十回聖忌に依り、御代参とし

て参議橋本実久を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

二月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月十八日 小御所に於て柿本社神影供を行はる。出御あらせ

らる。

五月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月二十一日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

五月二十七日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

六月十一日 禁裏に御幸始あらせらる。

六月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の

事あり。

七月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

九月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月八日 玄猪の儀あり。

十月十二日 盛化門院の御忌に依り、般舟三昧院に於て御法会

を行はる。参議橋本實久を御代参として、般舟三昧

院並に泉涌寺に遣さる。

十月二十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十月三十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十一月三日 後桜町天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

会を行はる。御代参として刑部卿倉橋泰行を般舟三

昧院に並に泉涌寺に遣さる。

十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法

会を行はる。御代参として刑部卿倉橋泰行を般舟三

昧院並に泉涌寺に遣さる。

十二月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二十三日 禁裏に御幸あらせらる。

十二月二十五日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

天保六年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。諸

臣に謁を賜ふ。

正月二日 朝餉に於て御菌固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月四日 禁裏に御幸始あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせ

らる。是夜、別殿に渡御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、小御所に出

御、後七日法阿闍梨に謁を賜ひ、次に弘御所に出

御、太元帥法阿闍梨に謁を賜ふ。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

二月十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

三月七日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。

三月二十九日 新皇嘉門院の十三回忌に依り、今明両日、般舟

三昧院並に泉涌寺に於て御法会を行はる。仍つて両

- 寺に御代参を遣さる。
- 四月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 四月七日 修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月観に於て和歌当座御会を行はる。次に窮邃軒に渡御、笙の御所作あらせらる。次に隣雲亭に渡御、再び寿月観に還御あらせられ、管絃の御遊あり。箏、琵琶、太鼓等の御所作あらせらる。
- 四月二十四日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。
- 五月四日 禁裏に御幸あらせらる。
- 五月七日 鎮守柿本社の正遷宮を行はる。
- 五月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 五月二十四日 内々、猿楽御覧あり。
- 六月五日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。
- 六月十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。
- 六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。夜、別殿に渡御あらせらる。
- 七月十八日 下御霊神社幸あり。内々、拝覧あらせらる。
- 閏七月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 閏七月二十一日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月一日 八朔の儀あり。
- 八月五日 禁裏に於て猿楽御覧あり。之に御幸あらせらる。
- 八月十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 八月二十一日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。
- 八月二十六日 禁裏に御幸あらせらる。
- 八月二十八日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。箏の御所作あらせらる。
- 九月二十日 禁裏に御幸あらせらる。
- 十月二日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十月四日 皇子嘉穰宮、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。
- 十月八日 玄猪の儀あり。
- 十月十五日 儲君親王宣下の御祝として將軍徳川家斉の使侍從織田信恭、参院、物を献ず。仍つて謁を賜ふ。
- 十月二十日 玄猪の儀あり。
- 十一月三日 後桜町天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法会を行はる。仍つて御代参として倉橋泰行を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。
- 十一月九日 後桃園天皇の聖忌に依り、般舟三昧院に於て御法会を行はる。仍つて御代参として前参議久世通理を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。
- 十一月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。
- 十二月十九日 節分なり。夜、別殿に渡御あらせらる。

天保七年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。朝餉に於て御

齒固の事あり。又、拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覽あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覽あり。次に白馬御覽あり。出御あらせ

らる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍

梨、参院す。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

二月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 小御所に於て水無瀬宮御法楽和歌の披講あり。

二月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

三月五日 桂宮節仁親王、薨ず。仍つて是日より三箇日間、物

音を停めらる。

三月十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月二十一日 柿本社神影供を行はる。出御あらせらる。

四月二日 禁裏に御幸始あらせらる。

四月七日 修学院離宮に御幸あらせらる。寿月観に於て和歌当

座御会を行はる。次に御庭、赤山辺御歴覧。窮邃軒

に於て御酒宴、楽の興あり。尋いで隣雲亭に渡御あ

らせられ、再び寿月観に還御、管絃の御遊あり。琵琶

、太鼓の御所作あらせらる。

四月十一日 中御門天皇の百回聖忌に依り、泉涌寺に於て御法

会を行はる。御代参として前参議久世通理を般舟三

昧院に並に泉涌寺に遣さる。

四月二十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月二十七日 寿山亭に於て挿秧を御覽あらせらる。

六月七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟御法楽和歌の披講あり。

六月二十六日 一条院宮尊常親王、薨ず。仍つて是日より三箇

日間、物音を停めらる。

七月十八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月二日 昨日、御衰日に依り、是日、八朔の儀あり。

八月十三日 和歌当座御会を行はる。出御あらせらる。

九月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

十月十三日 玄猪の儀あり。夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十四日 禁裏に御幸あらせらる。

十月二十四日 寿山亭に於て穫稻を御覽あらせらる。

十月二十九日 昨夜、仁孝天皇の皇女経宮、薨ず。仍つて是日

より三箇日間、物音を停めらる。

十一月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月五日 禁裏に於て仕舞囃子能御覧あり。之に御幸あらせらる。

十二月七日 御有卦明に依り、御賀宴の間に於て宴を賜ふ。出

御あらせらる。

十二月二十五日 弘御所前庭に於て御髪上を行はる。

十二月二十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。

天保八年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。朝餉に於て御

齒固の事あり。又、拝礼あり。諸臣に謁を賜ふ。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、弘御所に出

御あらせられ、両法阿闍梨に謁を賜ふ。

一月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

一月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

一月二十七日 禁裏に御幸あらせらる。

二月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月二十二日 後鳥羽天皇の六百回聖忌に依り、御法楽百首和

歌短冊を御奉納あり。御製二百を詠進あらせらる。

三月二十一日 柿本社神影供を行はる。出御、御製あらせらる。

三月二十二日 將軍徳川家斉の女文姫の逝去を奏聞す。仍つて

是日より三箇日間、物音を停めらる。

三月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

四月二十四日 鎮守本社修理の為、仮殿遷宮を行はる。

四月二十八日 禁裏に御幸あらせらる。

五月七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月二十八日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月三日 准三宮一条忠良、薨ず。仍つて是日より三箇日間、

物音を停めらる。

六月九日 妙莊嚴院宮の十七回忌に依り、御代参として般舟三

昧院に橋本実麗を、泉涌寺に高野保実を遣さる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月二十五日 小御所に於て聖廟法楽和歌の披講あり。

六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の

事あり。

七月十八日 下御霊の神幸あり。拝観あらせらる。

七月二十七日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月十七日 御有卦を賀して禁裏より勅使勘解由小路資善を遣

され、物を進ぜらる。

八月二十五日 和歌当座御会始を行はる。出御あらせらる。

八月二十八日 御有卦人に依り、小御所に出御あらせられ、諸

臣に宴を賜ふ。

九月十日 鎮守本社正遷宮を行はる。

九月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十八日 小御所に於て管絃の御遊を行はる。出御あらせら

れ、箏の御所作あらせらる。

九月二十三日 内々、仕舞囃子能御覧あり。

十月二日 後桜町天皇の二十五回聖忌に依り、今明両日に亘り

洞中小御所に於て御法会を行はる。出御あらせら

る。三日、琵琶の御所作あり。

十月十九日 玄猪の儀あり。

十月二十一日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月二十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

天保九年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。諸

臣に謁を賜ふ。

正月二日 朝餉に於て御齒固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせ

らる。

正月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍

梨、参院す。

正月十五日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月十八日 和歌御会始を行はる。出御、御製あらせらる。

二月二十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月二十八日 仁孝天皇の皇女恭宮、薨す。仍つて是日より三

箇日間、物音を停めらる。

四月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

閏四月十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

五月二十三日 去二月已来微恙に涉らせられしが、頃日、御快

癒に依り、御内祝を行はる。

五月二十四日 刑部卿徳川慶昌の薨由を奏す。仍つて是日より

三箇日間、物音を停めらる。

五月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月三十日 六月祓を行はる。出御あらせらる。次に茅輪の事

あり。

七月十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

七月十八日 下御霊社の神幸あり。御覧あらせらる。

八月一日 八朔の儀あり。

八月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

八月二十七日 前内大臣広幡経豊の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

十月七日 玄猪の儀あり。夜、別殿に渡御あらせらる。

十月十三日 寿山亭に於て穫稲を御覧あらせらる。

十月十九日 玄猪の儀あり。

十一月二十二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二十一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

天保十年

正月一日 四方拜を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。

正月二日 朝餉に於て御菌固の事あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり。出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍梨、参院す。

正月十七日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

二月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

三月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

四月二日 新皇嘉門院の十七回忌に依り、御代参として武者小路公隆を般舟三昧院に、高野保右を泉涌寺に遣さる。

四月三日 新皇嘉門院の十七回忌に依り、御代参として前参議久世通理を般舟三昧院並に泉涌寺に遣さる。

四月四日 徳川斉温の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、物音を停めらる。

四月二十五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十七日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

五月二十七日 四条天皇の尊像の正遷座を行はせらるるに依り、御焼香使として正親町実徳を泉涌寺に遣され、御香奠を供へらる。

六月八日 夜、別殿に渡御あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月二十九日 六月祓を行はる。出御あらせられず。次に茅輪の事あり。

七月十七日 鎮守末社仮殿遷座を行はる。

七月十九日 夜、別殿に渡御あらせらる。
八月四日 八朔の儀あり。

九月二日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月二十八日 鎮守北小社正遷宮を行はる。

十月一日 玄猪の儀あり。

十月十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十月十三日 玄猪の儀あり。夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月十六日 御庭の御茶屋止々斎の造立に着手す。

十一月二十四日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十二月二日 止々斎の立柱を行はる。

天保十一年

正月一日 四方拝を行はる。出御あらせられず。拝礼あり。

正月三日 吉書御覧あり。出御あらせらる。

正月七日 千秋万歳御覧あり。次に白馬御覧あり、出御あらせらる。

正月十三日 諸礼を行はる。

正月十四日 後七日御修法、太元帥法結願に依り、両法阿闍

梨、参院す。

正月十七日 御吉書三毬打あり。出御あらせらる。

正月二十九日 將軍徳川家慶室尊子の薨由を奏す。仍つて是日より三箇日間、御慎あり。

二月十一日 聖体平安の為、是日より七箇日間、太田社に御祈

禱を仰せ附けらる。

二月十三日 夜、別殿に渡御あらせらる。

二月十六日 是日より七箇日間、勸修寺宮に於て准大法延命御

修法を修せしめらる。

三月二十六日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十日 夜、別殿に渡御あらせらる。

五月十二日 將軍徳川家慶の女暉姫の逝去を奏す。仍つて是日

より三箇日間、物音を停めらる。

六月五日 寿山亭に於て挿秧を御覧あらせらる。

六月十六日 嘉祥の儀あり。出御あらせらる。

六月三十日 六月祓を行はる。出御あらせられず。次に茅輪の

事あり。

八月一日 八朔の儀あり。

八月五日 夜、別殿に渡御あらせらる。

九月十三日 前内大臣三条公修の薨由を奏す。仍つて是日より

三箇日間、物音を停めらる。

十月七日 玄猪の儀あり。

十月九日 四条天皇の六百回聖忌に依り、御代参として東久世

通岑を泉涌寺に遣さる。

十月三十日 寿山亭に於て穫稻を御覧あらせらる。

十一月一日 夜、別殿に渡御あらせらる。

十一月十八日 是より先、九年十一月中旬、中風症を發し給

ひ、爾後少しく御快方に向はせられしが、去七月中

旬より御再発、是夜、子刻、崩御あらせらる。聖寿七十、是日、仁孝天皇に古今和歌集を御伝授あらせらる。

十一月二十五日 御船入の儀を行はる。

十一月二十八日 仙洞御所を旧院と称せらる。

十二月三十日 御内棺の儀を行はる。

十二月三日 御追号は仁孝天皇の叡慮あらせらるるに依り、御治定まで故院と称せらるる旨、仰せ出さる。

十二月四日 御入棺の儀を行はる。

十二月二十日 御葬送あり。泉涌寺に葬る。是日、遺詔奏あり。朝廷、警固、固関を仰せ出さる。

天保十二年

閏正月二十七日 御諡号宣下あり。光格天皇と称し奉る。

